

『みなし2種区域の住宅移転促進及び移転区域の拡大』に関する意見書

本市の航空自衛隊松島基地に隣接する区域の多くが昭和42年3月31日付、防衛施設庁告示第5号の旧法（防衛施設周辺の整備に関する法律）により、第2種区域に指定され、現行法（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律）附則によっても『みなし2種区域』となっております。これは昭和42年3月31日以前に建築されたものについてのみ対象とされている。以来、43年を経た現在、制度を知らずに告示後に建てられた家屋、又は、基準以前より建っていたが、その後、増改築をした為に移転が出来ない住宅が多数あり、制度に対する不合理を感じているところであります。又、航空自衛隊松島基地には、他の基地とは違い、ブルーインパルスが配備されており、日常的に市街地の上空でアクロバット飛行の訓練を行っている事により、地域住民の中には恐怖感を抱いている住民も多数おります。現在の移転補償区域は90WECPNL以上の区域としているが、航空機騒音被害が著しい80WECPNL以上の区域についても移転措置を講ずること。以上を市民の代表として本議会は民意を強く表明し、標題について本議会として決議します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月11日

東松島市議会議長 佐藤富夫

提出先

内閣総理大臣

防衛大臣

財務大臣 様

総務大臣

東北防衛局長